

社会福祉法人浄信会行動計画

職員の働き方を見直し、特に保育士、栄養士及び調理師等の女性職員の継続的就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年12月1日～平成29年3月31日までの3年4月

2. 内容

目標1 結婚、妊娠、出産前後の職員が利用できる制度についてのパンフレットを作成して、職員に配布し、制度の周知を図る。

＜対策＞

- 平成25年12月～ 制度に関する説明文書を作成し職員に配布

目標2 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

＜対策＞

- 平成25年12月～ 相談窓口を主任保育士及び園長とすることを園長・主任会で決定

園長は男性の場合もあるので、受付については、女性の主任保育士・園長が行い、制度利用及び勤務時間等の具体的打ち合わせについては、本人、主任保育士及び園長で協議する。その内容を人事担当理事に報告する。制度運用上単独の園では対応が困難な場合は、人事担当理事は法人として必要な措置を探ることとする。

- 平成26年1月～主任保育士及び園長会で相談員としての研修を実施
全職員への相談窓口の設置について周知

目標3 妊娠から出産までの間における特に妊娠3ヶ月から8ヶ月（産前休暇まで）のあいだの母性健康を保持する手立ての選択肢を拡充する。

＜対策＞

- 平成28年度～ 妊娠3ヶ月から産前休暇に至るあいだの期間において、本人が希望すれば休暇を取ることができる制度を構築する。有給休暇を超える休暇の給与保障額の検討を行い平成28年度中に就業規則、給与規定の改訂を行い、

平成29年度から実施する。

目標4 育児短時間勤務制度を気兼ねなく利用できる体制を整える。

<対策>

- 平成28年4月～ 人的確保に努めるため、採用人員の増加を平成27年度から始め平成28年度中を目途に実現する。
- 平成28年4月～ 退職者等が複数年にわたり短時間勤務または勤務日を選択できる勤務ができる等多様な選択ができる制度を構築する。